

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

【一般廃棄物処理手数料について】

<対象の整理>

- ・ 指定袋や粗大ごみ処理券
- ・ し尿処理手数料
- ・ 許可申請手数料
- ・ 処理施設に自己搬入する際の手数料

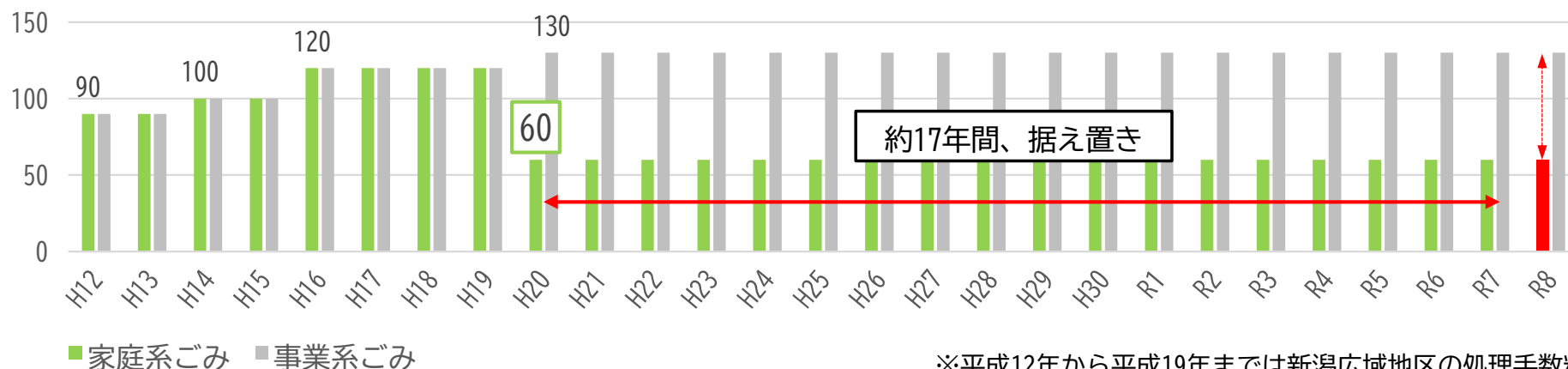
<現在の手数料額>

事業系廃棄物	家庭系廃棄物
130円/10kg	60円/10kg

※処理原価は過去5か年平均で126.02円/10kg

<持ち込み手数料の推移（平成12年～令和8年まで）>

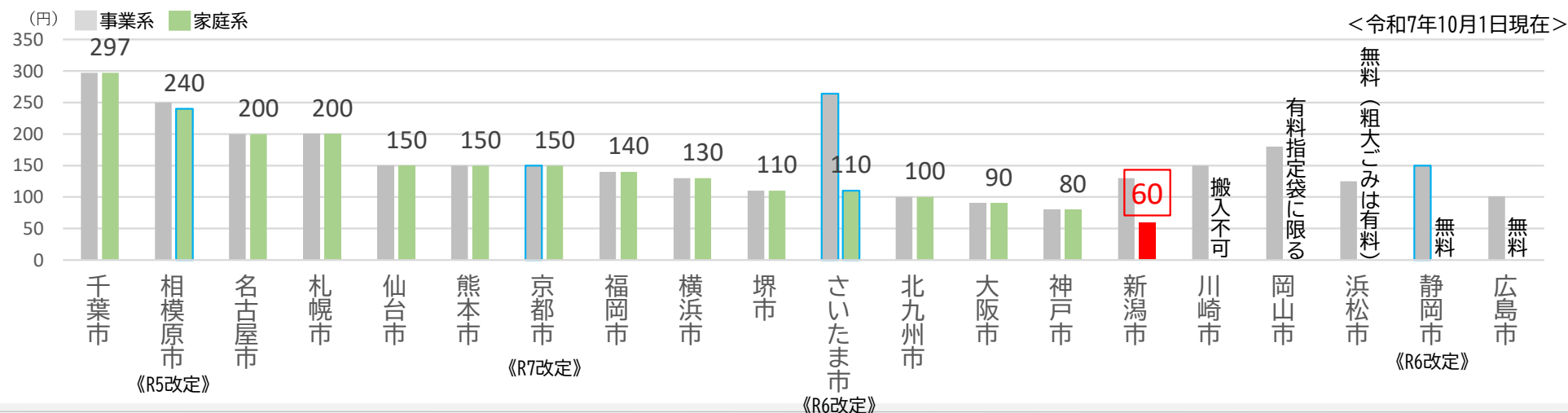
単位：円/10kg



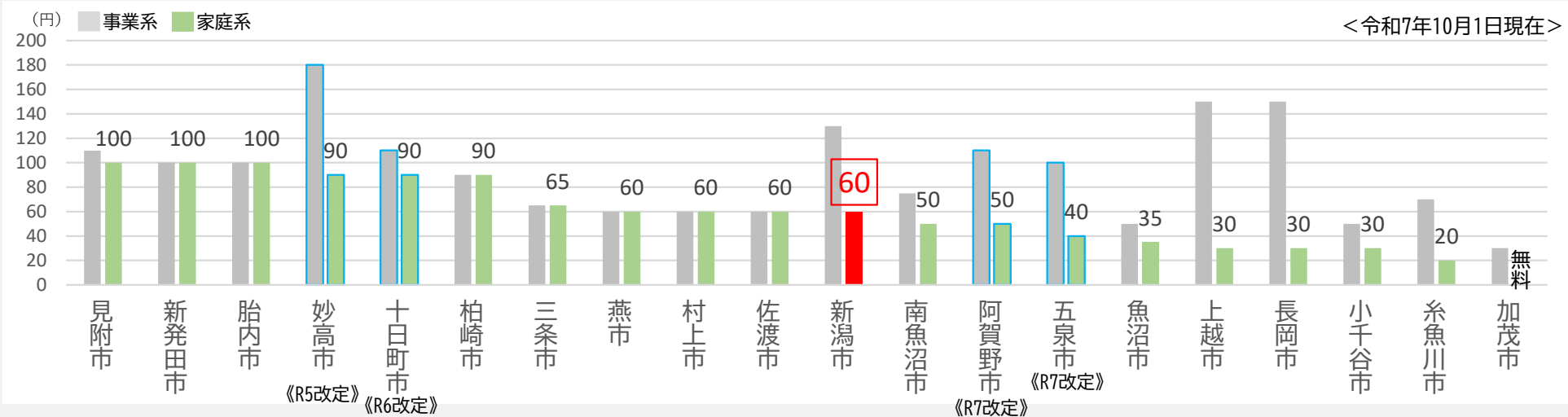
※平成12年から平成19年までは新潟広域地区の処理手数料

他都市との処理手数料の比較

<政令市比較>



<県内市比較>



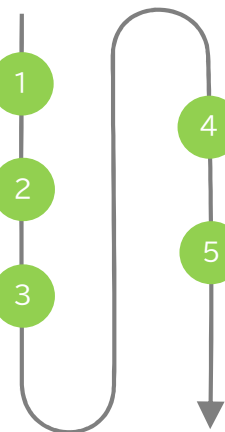
清掃審議会での審議概要

< 審議経過 >

R6.11 ①料金改定の必要性や過去の経緯などを説明

R7.02 ②料金水準や詳しい原価の内容などを説明

R7.05 ③諮問および処理手数料改定の方角性についての審議



R7.08 ④答申書（案）についての審議

R7.09 新潟市へ答申

< 審議内容及び答申 >

< 家庭系廃棄物について >

かかっている経費を徴収できていない点や、他都市と比較しても低廉な料金のため、処理原価相当額を徴収することは必要と考えるが、市民への影響を考慮した段階的な値上げが望ましい。

< 事業系廃棄物について >

処理原価相当額を徴収できている点や、事業者への影響から現状維持が適当と判断する。

区分	現行料金	見直し後の料金
家庭系廃棄物	60円/10kg	⇒ 100円 /10kg
事業系廃棄物	130円/10kg	⇒ 130円/10kg

※事業系廃棄物については、現行の130円/10kgで据え置き

処理手数料改定の概要

家庭系廃棄物の処理手数料については、かかっている処理経費を徴収できていない点や、他都市と比較しても低廉な料金設定であることから、今後も安定した持続可能なごみ処理体制を維持するために料金改定を行うもの。

- ◆ 新潟市清掃審議会からの答申を踏まえ、家庭系廃棄物の処理手数料は60円/10kgから**100円/10kg**に改定する。
※事業系廃棄物の処理手数料は130円/10kgで据え置き。
- ◆ 市民への影響を考慮し、改定に向けた**周知期間を約5か月**設ける。
- ◆ **施行期日 令和8年6月1日**
- ◆ 北区にある「豊栄環境センター」は「豊栄郷清掃施設処理組合」という一部事務組合が運営しているため、組合の条例改正については、令和8年2月に条例改正案の提出を予定している。

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年条例第26号)新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表第1（第36条関係）			別表第1（第36条関係）		
種別	区分	手数料の額	種別	区分	手数料の額
（略）			（略）		
上 記 以 外 の 一 般 廃 棄 物	市長の指定する清掃工場又は 処分地へ自ら搬入する場合		上 記 以 外 の 一 般 廃 棄 物	市長の指定する清掃工場又は 処分地へ自ら搬入する場合	
	家庭系廃棄物	10キログラムまでごとに <u>100円</u>		家庭系廃棄物	10キログラムまでごとに <u>60</u> <u>円</u>
	事業系廃棄物	10キログラムまでごとに 130円		事業系廃棄物	10キログラムまでごとに 130円
（略）			（略）		